

## 指定給水装置工事事業者の指定申請等について【案内】

### 1 新規指定申請について

#### 【指定の基準】

- ・水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当していないこと。
- ・水道法施行規則に規定する、給水装置工事に必要な機械器具を有していること。
- ・事業所ごとに、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた者のうちから、主任技術者を選任していること。

#### 【必要書類】

- ① 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）表面
- ② 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）裏面
- ③ 機械器具調書（別表）
- ④ 誓約書（様式第2）
- ⑤ 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）
- ⑥ 選任する給水装置工事主任技術者の免状（写し）又は技術者証（写し）
- ⑦ 【法人】定款の写し（直近のもの）
- ⑧ 【法人】法人登記の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（原本）
- ⑨ 【個人】住民票の写し（コピー不可、三か月以内）

【申請手数料】 10,000円

### 2 更新申請について

#### 【必要書類】

- ① 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）表面
- ② 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）裏面
- ③ 機械器具調書（別表）
- ④ 誓約書（様式第2）
- ⑤ 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）
- ⑥ 選任する給水装置工事主任技術者の免状（写し）又は技術者証（写し）
- ⑦ 【法人】定款の写し（直近のもの）
- ⑧ 【法人】法人登記の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（原本）
- ⑨ 【個人】住民票の写し（コピー不可、三か月以内）
- ⑩ 指定更新時確認事項（別紙1～3）

【更新手数料】 7,000円

### 3 名称・住所・代表者氏名の変更

#### 【必要書類】

- ① 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）
- ② 【法人】定款の写し（直近のもの）
- ③ 【法人】法人登記の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（原本）
- ④ 【個人】住民票の写し（コピー不可、三か月以内）

### 4 役員の変更

#### 【必要書類】

- ① 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）
- ② 誓約書（様式第2）
- ③ 【法人】定款の写し（直近のもの）
- ④ 【法人】法人登記の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（原本）

### 5 主任技術者氏名・免状交付番号の変更

#### 【必要書類】

- ① 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）
- ② 給水装置工事主任技術者の免状（写し）又は技術者証（写し）

### 6 問い合わせ先

松島町水道事業所 経営班  
住所 〒981-0215 松島町高城字田中二1番地  
電話 022-354-5711  
FAX 022-355-0711